### $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第二 百 七 + 九 号

り 準 定 用 電 す 波  $\Diamond$ る 法 電 同 昭 波 法 第二 法 和 及 び + + 放 兀 五 送 条 年 法  $\mathcal{O}$ 法  $\mathcal{O}$ 八 律 第 第 部 百 三十一 を 項 改  $\mathcal{O}$ 正 規 号) す 定 に る を実 法 ょ 律 ŋ 施  $\frac{1}{\sqrt{L}}$ <del>(</del>令 す 入 る 和 検 七 た 査 を 年 め、 す 法 律 る 同 第 職 法 第二 員 +  $\mathcal{O}$ + 七 身 号) 匹 分 を 条 示  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 十 二 す 施 行 証 第  $\mathcal{O}$ 明 日 書 項 を 令 E 次 和  $\mathcal{O}$ お 七 لح 7) 年 お 7

+ 月 日 か 5 施 行 す る。

証 明 な 書 お を定 <u>\frac{1}{2}</u> 8 成 る + 件 九 年 は 総 務 省 令 告 和 七 示 第 年 九 五. 月三十 + 八 号 日 登 限 り 録 廃 外 止 玉 す 点 る。 検 事 業 者 検 査 職 員 が 携 帯 L な け れ ば な 5 な

令 和 七 年 八 月二十五 日

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

1 表 面

徭

卓

溪 鎟 \*  $\mathbb{H}$ 汃 検 # 羰 妆 検 查 癡 肥 卌

1 9 肥 1 4 戁 疟 4  $\mathcal{N}$ 靈 H 틢 滾 法 第24条 9 12 徭 0 耳 F7 おいて 業 用 4  $\mathcal{N}$ 圓 法 第24条 9  $\infty$ 徭  $\vdash$ 

項の 裁 1 <u>(1</u> 9~ 5 |検 查 4 4  $\mathcal{N}$ 鰲 强 4 作 4  $\mathcal{O}$ \* S H  $\mathcal{N}$ (1  $rac{1}{2}$ 4 4  $\mathcal{N}$ 

1

		2					
Mr/Ms.		裏面		有效期限	交付	氏 名	所属
ы						<u>.</u>	Sing
nspector				年	年		
of Regis				月	月		
Inspector of Registered Private Foreign Examination's Agent	CERTIFICATE			Ш	Ш		
			談				
			茶				
			於				
			丑				

Ministry of Internal Affairs and Communications

JAPAN

増発 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

## 〇総務省告示第二百八十号

き、 法 を 電 定 平 波  $\Diamond$ 成 法 る 兀 施 件 年 行 郵 規 政 則  $\mathcal{O}$ 省 昭 告 部 を 和 示 次 第 六 +  $\mathcal{O}$ ょ + 五. 年 う \_\_ 号 に 電 改 波 監 正 船 し、 舶 理 委  $\mathcal{O}$ 員 電 入 波 港 숲 法 中 規 に 則 及  $\mathcal{U}$ 定 第 放 期 + 送 に 兀 法 号) 行 う  $\mathcal{O}$ 第二 義 部 務 + を 船 八 改 舶 条 正 局 等 す  $\mathcal{O}$ る 五  $\mathcal{O}$ 法 無 第 律 線 兀 項 設 令 備  $\mathcal{O}$ 和 規  $\mathcal{O}$ 七 点 定 年 に 検 法 基  $\mathcal{O}$ 律 方 づ

令和七年八月二十五日

第二十七

号)

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

令

和

七

年

+

月

日)

か

5

施

行

する。

総務大臣 村上誠一郎

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る

の傍線を付した部分のように改める。

規

定

備考																								別表	
考 表中の「		本文の無線	[略]																	機信器	備及び受	一送信設	無線	表	
」の記載は注記である。		本文の無線設備の機器施行規則第二十八条第二項	[略]									設備の機器び短波帯の無線	びに中短波帯及総記備の検暑主	泉受精り幾器を2) 中短波帯の無							線設備の機器	(1) 超短波帯の無	無線設備の機器		
් වි	2 送受信部の性能	[略]	[略]	[略]						状態の確認	3 送信装置の作動			[略]	[略]			り能の確認	3 送信装置の作動			[略]	5 沪		改正後
	意の一周波数)の相手方との通信の良否(任の相手方との通信の良否(任	[略]	[略]	[略]	波数) おれぞれ任意の一周	(中短波帯及び短波帯につ	信	イ 免許記録に記録された通信意の一周返数	<b>妊质の一周皮女</b> 〉 短波帯について、それぞれ	偏差の良否(中短波帯及び	ア 周波数及び空中線電力の			[略]	[略]	(任意の一周波数) 信の相手力との通信の良否	言う目と がこう 重言うと ディー 免許記録に記録された通	数)の良否(付意の一居波	副主的とは、これの一月で ア 周波数及び空中線電力の			[略]	検の項目		
_		六	同																			_		別表	
		同上	[上]																			同上	無約		
			[同上]											(2)								(1)	無線設備の機		
1 1														同上								[同上]	機器		
	2 [電上]	[同上]	[旧山]	[同上]							3 [同上]			[同上]   [同上]	[同上]				3 [同上]			[同上] [同上]	器点点		改正前

# 〇総務省告示第二百八十一号

法 無 及 線 電 び 通 波 放 信 法 送 規 施 法 行 則 付 規  $\mathcal{O}$ 則 <del>---</del> 録 第 部 (昭 を + 六 和 改 号 正 + す 12 る 掲 五. 法 げ 年 律 電 る 書 波 <del>(</del>令 監 類 和  $\mathcal{O}$ 理 七 委 備 年 員 付 会 法 け 律 規 に 代 則 第二十七号) 第 え + ることが 兀 | 号) 第三  $\mathcal{O}$ できる 施 + 行 方 八  $\mathcal{O}$ 法 条 日 を 第 令 次 六 和 項  $\mathcal{O}$ 七 ょ  $\mathcal{O}$ う 年 規 + に 定 定 月 に 基  $\Diamond$ づ 日) き、 電 波 か

務 大 な 臣 お、 が 平 成 別 に 二 十 告 示 す \_\_ 年 る 総務 方 法 省告 を 定 示第  $\Diamond$ る 件) 五. 百 六十 は、 六号 令 和 七 年 電 九 波法 月三十 施 行 日 規 限 則第三十 り 廃 止 す 八条第 る。 五. 項 0 規 定 に より 総

令和七年八月二十五日

5

施

行

する。

総務大臣 村上誠一郎

て 総 無 務 線 省 通 電 信 規 波 利 則 付 用 録 ポ ] 第 タル + 六 号に (https://www.tele.soumu.go.jp/) 掲げる書 類に代えることができるも に掲 の の 内 載する方法 容 を、 そ  $\mathcal{O}$ 有 効 期 間 を付 ľ

## 〇総務省告示第二百八十二号

第 げ 項 令 録 を 各 和 直 る 兀  $\mathcal{O}$ 電 5 号 七 書 波 内 項 に 年 に に 法 容 類 法 掲 を 又 お 施 律 行 確 カ は げ 1 第 認 つ、 規 同 る 7 す 条 書 潍 則 + るこ 第 類 見 用 七 Þ 三 す 昭 に 号) ك す 和 項 係 る < が 場 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + で 表 合 書 電 施 き を 示 類 磁 五. 行 る す 的 含 年 に  $\mathcal{O}$ る 電 方 係 記 む 日 0 ک 法 波 る 録 لح 監 を 電 を 令 提 次 が 磁  $\mathcal{O}$ 理 和 委  $\mathcal{O}$ 木 的 出 規 七 員 ょ 難 記 L 定 年 う た 会 録 に 又 + 規 12 は を 無 基 月 定 不 提 線 づ 則 合 き、 第  $\Diamond$ 出 局 日 理 及 + L た び 電 兀 電 で か 号) 子 波 あ 高 同 5 法 る 周 規 申 施 波 則 請 第 及 ŧ 行 第 等  $\equiv$ び 利  $\mathcal{O}$ す + 放 が 用 兀 に る。 送 設 十 ょ 八 当 備 条 法 五 り 条 第 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 書 う  $\mathcal{O}$ 同 七 部 類 ち  $\equiv$ 規 項 第 等 を 則 第 そ 改 第 に 係 項  $\equiv$ 几 正  $\mathcal{O}$ 電 + 第 す る 十 る 雷 磁 八 五 条 磁 的 号 条 法 に 第 律 的 記  $\mathcal{O}$ 三 記 録 掲 七

理 を 提 で な あ 出 お る L た 亚 Ł 無 成  $\mathcal{O}$ 線 が + 局 当 及 年 該 U 書 高 総 類 周 務 等 波 省 告 に 利 係 用 示 第 設 る 電 備 三 百 磁  $\mathcal{O}$ う 的 十三 ち 記 録 号 そ  $\mathcal{O}$ 内  $\mathcal{O}$ 容 雷 電 子 を 磁 的 申 確 認 記 請 す 録 等 る を に ک 直 ょ لح ち り が 12 で 表 添 き 付 示 る す 書 方 る 類 法 等 لح に を 定 が 係 凩 る 8 る 電 難 件 又 磁 的 は は 不 記 合 録

令和七年八月二十五日

令

和

七

年

九

月

三

+

日

限

り

廃

止

す

る

## 総務大臣 村上誠一郎

次 総 項 務 及 省 び  $\mathcal{O}$ 第 使 三 用 項 に 係 12 る お 1 電 7 子 計 添 算 付 機 書 12 類 備 等 え に 5 係 れ る た 電 フ 磁 ア 的 1 記 ル 12 録 記 لح 録 さ 11 う。 れ た 添  $\mathcal{O}$ 付 書 写 類 L で 等 に あ る 係 る لح 電 を 磁 総 的 務 記 大 録

臣 又 は 総 合 通 信 局 長 沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 長 を 含 む。 第 四 項 に お 1 て 同 ľ 0 が 証 明 L た 書 面 を 備

え付けておく方法

同 U. 免 許 人 が 又 添 は 付 高 書 周 類 波 等 利 に 用 係 設 る電 備  $\mathcal{O}$ 磁 設 的 置 記 者 録 代代 を印刷 理人による申 た 書 面を備え 請  $\mathcal{O}$ 場 付 合 け は T おく 代 理 · 方 人を 法 含 む 次 項 に お 1 7

当 え 付 該 免 け 許 記 て 録 人 お 又 を < 必 は 方 要 高 法 に 周 応 波 利 U 直 用 5 設 に、 備  $\mathcal{O}$ 設 か つ、 置 者 見 が 添 B す 付 < 書 表 類 等 示 す に ることが 係 る電 磁 で 的 きる 記 録 電 を 子 電 計 磁 算 的 方 機 法 そ に  $\mathcal{O}$ 他 ょ り  $\mathcal{O}$ 機 記 器 録 を 備

兀 条 件 前 に 各 照 項 5 に L 撂 てこ げ る れ 方 5 法  $\mathcal{O}$ 12 管 潍 理 ず 上合 る 方 理 性 法 で が あ あ つ ると て、 総務大 無 線 局 臣 又 又 は は 高 総 周 合通 波 利 信 用 局 設 長 備 が 認  $\mathcal{O}$ 数  $\Diamond$ る 設 方 法 置 場 所 そ  $\mathcal{O}$ 他

 $\mathcal{O}$ 

# 〇総務省告示第二百八十三号

等 る 規 場 定  $\mathcal{O}$ 電 合 備 12 波 を 基 法 付 定 け づ 施 を き  $\Diamond$ 行 る 省 規 件 略 則 昭 で 和 昭 三 き  $\mathcal{O}$ る + 和 部 無 五 + を 線 年 郵 五. 次 局 年  $\mathcal{O}$ 及 政 ょ 省 電 び う 省 告 波 監 に 略 示 改 で 第 理 千 委 正 き る 員 し、 + ŧ 七 会 号 電 規  $\mathcal{O}$ 波  $\mathcal{O}$ 則 法 範 第 電 及 波 + 开 び 法 並 几 放 号)  $\mathcal{U}$ 施 送 に 行 そ 第 法 規 則 三  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 備  $\mathcal{O}$ 部 規 付 八 を 定 条 け 改 場 に  $\mathcal{O}$ 正 ょ 三 所 り、 す 第  $\mathcal{O}$ る 特 法 項 例 時 律 又 計 及 は び 令 業 第 共 和 務 五. 用 七 書 で 項 類 年 き  $\mathcal{O}$ 

令和七年八月二十五日

法

律

第二

+

七

号)

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

令

和

七

年

+

月

\_\_

日

か

5

施

行

す

る。

総務大臣 村上誠一郎

正 後 次 欄  $\mathcal{O}$ に 表 掲 に げ ょ り、 る 規 定 改  $\mathcal{O}$ 正 傍 前 線 欄 を に 付 掲 L げ 又 る は 規 破 定 線  $\mathcal{O}$ で 傍 拼 線 W を だ 付 部 L 分 又  $\mathcal{O}$ は ょ 破 うに 線 で 改 进 め  $\lambda$ る。 だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改

/#																_		
備考	[11]	注							四四				場ご	誌	γ/ <b>.</b> ÷	₩. —		
表	略									<u> </u>			場所に備え付けておくことができる。	又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類	次の表	業務書	略	
表中の		略」				に限る。	るものを除く。)	動通	その他の無線局	巨			// // // // // // // // // // // // //	施行!	衣の:	<b>青</b> 類		
						3	のか	動通報局	他の	略			付け	規則	中欄	類等の備付場		
 の						$\smile$	除人	_	無				てお	第二	に掲	備付		
記載							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	携帯!					Š	<u>+</u>	げる	場		
戦は近							及	用位	(移動		無線		とぶ	入条	無短	新の特別		
任記 (							び無	置指	動す		線局		かで	第一で	の中欄に掲げる無線局は、	例		
の記載は注記である。							線航	.携帯用位置指示無線標識	するもの		局の種		さる。	坦に				
る。							行移	線煙	Ď		種別			規定	当該			改
							動目	協の	(船舶)					する	無線			
							ルを公	み	眉、					書類	局に			正
							)及び無線航行移動局を除く。)	みを設置す	遭					_	備っ			後
							$\smile$	直す	遭難自					产	行け			IX.
									常					起録	りてい			
									常置場所					を除	おか			
									所					<_	なけ			
											備付			シを	れば			
											場			同表	なら			
											所			の下	ない			
														欄に	無線			
														(免許記録を除く。) を同表の下欄に掲げる	当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日			
										<u> </u>				Š	百			
	[]	į	. <u></u>			<del></del>				<u>.                                    </u>	ı .	キ	ス	共		$\equiv$		
		注			六		五.		四			きる。	る無線	誌又け	次の	二業務		
	[三 同上]	- ;	にる	動		< <u>.</u>						きる。	る無線局に	誌又は施行	次の表の	二 業務書類	[一同上]	
		注同上	に限る。	動通報日		< <sub>⋄</sub> ∪				同		きる。	る無線局につい	誌又は施行規則	次の表の中欄	二 業務書類等の	[一同上]	
		- ;	に限る。)	動通報局(数		<				!		きる。	る無線局については	誌又は施行規則第三	次の表の中欄に掲	二 業務書類等の備付	[一同上]	
		- ;	に限る。)	動通報局(携帯B	一六 その他の無線局	< <sub>○</sub>	無人方式の無		宇宙物体に開	同		きる。	る無線局については、魚	誌又は施行規則第三十二	に掲げ	二 業務書類等の備付場所	[一同上]	
		- ;	) () () () () () () () () () ()	帯用	その他の無線局(	<° )	無人方式の無線設備		宇宙物体に開	同	無	きる。		誌又は施行規則第三十八条第	に掲げ	肵	[一同上]	
		- ;	) () () () () () () () () () ()	帯用	その他の無線局(	< ° ∵	無人方式の無線設備		宇宙物体に開	同	無線局	きる。		十八条第一	に掲げる無線局	二 業務書類等の備付場所の特例	[一同上]	
		- ;	) () () () () () () () () () ()	帯用	その他の無線局(	<° )	無人方式の無線設備			同	局の	きる。		十八条第一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	
		- ;	) () () () () () () () () () ()	帯用	その他の無線局(移動するもの	< <u>`</u>	無人方式の無線設備の無線局		宇宙物体に開	同	局	きる。		十八条第一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	改
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識	その他の無線局(移動するもの	<° ∵	無人方式の無線設備の無線局		宇宙物体に開	同	局の	きる。		十八条第一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	改
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(	< <u> </u>	無人方式の無線設備の無線局		宇宙物体に開	同	局の	きる。		十八条第一	に掲げる無線局は、	所の特	[一同上]	改正
		- ;	) () () () () () () () () () ()	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、	<. )	無人方式の無線設備の無線局		宇宙物体に開	同	局の	きる。		十八条第一項に規定する書類(一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識	その他の無線局(移動するもの	<° →	無人方式の無線設備		宇宙物体に開	同	局の	きる。		十八条第一項に規定する書類(一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ちつ	宇宙物体に開設する無線局	同	局の	きる。		十八条第一	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主な	宇宙物体に開設する無線局	同	局の	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局	同	局の種別	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二の項、	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局	同	局の種別 備付	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二の項、	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局	同	局の種別 備付	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二の項、	に掲げる無線局は、	所の特	[一 同上]	正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局	同	局の種別	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二の項、	に掲げる無線局は、	所の特		正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	く。) 当該無線局を管理する場所	無人方式の無線設備の無線局(移動するものを除	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局無線従事者の常駐する場	同	局の種別 備付	きる。		十八条第一項に規定する書類(一の項、二の項、	に掲げる無線局は、	所の特		正
		- ;	と除く。) 及び無線航行移動	帯用位置指示無線標識の	その他の無線局(移動するもの(船舶局、遭難自	)	無人方式の無線設備の無線局	ち主なもの	宇宙物体に開設する無線局	同	局の種別 備付	きる。	る無線局については、免許状を除く。)を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことがで	十八条第一項に規定する書類(一の項、二	に掲げる無線局	所の特		正

# 〇総務省告示第二百八十四号

な 申 1 請 電 書 等 波 法 類 を 等 電 施 を 子 行 次 申 規  $\mathcal{O}$ 請 則 ょ 等 う 昭 に 12 ょ 和 定 り + 8 行 う 五. 年 電 場 波 合 電 法 に 波 監 及 お CK 1 理 委 放 7 送 員 法 電 会 規  $\mathcal{O}$ 磁 \_\_\_ 的 則 第 部 記 を 録 + 改 を 兀 号) 正 送 す 信 る す 第 法 る 五. 律 + لح 兀 令 に 条 和 ょ 第 七 1) 年 項 提  $\mathcal{O}$ 法 出 律 す 規 第 る 定 こと に + 基 ·七号) が づ でき

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

令

和

七

年

+

月

\_\_

日)

か

5

施

行

す

る。

づ ること き な お が 申 で 平 請 き 成 又 な は + 1 届 書 出 年 類 を 等 総 雷 を 務 子 定 申 省  $\Diamond$ 告 請 る 等 示 第 件 12 三 ょ は ŋ 百 行 + 令 う 和 場 五. 号 七 合 年 に 九 電 お 月 波 1  $\equiv$ 法 7 + 施 日 電 行 限 磁 規 り 則 的 廃 第 記 止 五. 録 す + \_ を る 送 信 条 す  $\mathcal{O}$ るこ 三 第 とに 項 ょ  $\mathcal{O}$ り 規 提 定 に 出 基 す

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

施 行 規 則 第 五 + 兀 条 第 項  $\mathcal{O}$ 総 務 大 臣 が 別 に 告 示 す る 書 類 等 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 手 続 に 0 1 て

当該各号に定めるとおりとする。

令  $\mathcal{O}$ 書 第 検 換 定 八 え 条 規 又 第 則 は 第 項 訂 + 正 12 を 規 条 要 定 第 す す ることとな る 項 無  $\mathcal{O}$ 線 規 定 機 器 12 る 型 ょ 場 式 る 合 検 合 に 定 格 限 合 機 る。 格 器 に 証 書 係 る  $\bigcirc$ 合 変 格  $\mathcal{O}$ 更 証 号  $\mathcal{O}$ 書 に 届 お 出 1 7 同 条 合 第 格 証 項 書」  $\mathcal{O}$ 規 と 定 1 に う。 ょ ŋ 同

従 事 者 規 則 第三 + 条  $\mathcal{O}$ 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 確 認  $\mathcal{O}$ 取 消 L  $\mathcal{O}$ 申 請 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り

同 令 第  $\equiv$ + 条 第三 項  $\mathcal{O}$ 確 認 書  $\mathcal{O}$ 訂 正 を受け なけ れ ば な 5 な ζ, 場 合に 限 る。 確 認 書

従 事 者 規 則 第 五. + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 無 線 従 事 者  $\mathcal{O}$ 免 許 証  $\mathcal{O}$ 号 及 び 第 六 号 に お 1 て 免 許 証

لح 1 う。  $\mathcal{O}$ 再 交 付  $\mathcal{O}$ 申 請 免 許 証 を 失 0 た 場 合 を 除 < . 免 許 証

几 従 事 者 規 則 第 五. + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 船 舶 局 無 線 従 事 者 証 明 書  $\bigcirc$  $\mathcal{O}$ 号 及 び 次 号 に お 1 7 証 明

書」という。)の訂正の申請 証明

書

五. 従 事 者 規 則 第 五 + 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 証 明 書  $\mathcal{O}$ 再 交 付  $\mathcal{O}$ 申 請 証 明 書 を 失 0 た 場 合 を除

証明書

六 ょ ŋ 無 免 線 許 従 事 証  $\mathcal{O}$ 者 訂 規 正 則 を  $\mathcal{O}$ 受 け 部 る を こと 改 正 が す で る きる 省 令 ŧ 平  $\mathcal{O}$ とさ 成 + れ た <del>\_\_\_</del> 同 年 令 総 に 務 ょ 省 る 令 改 第 正 百 前 三 号)  $\mathcal{O}$ 従 事 附 者 則 規 第 則 兀 第 項 兀  $\mathcal{O}$ + 規 九 定 条 に

 $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 免 許 証  $\mathcal{O}$ 訂 正  $\mathcal{O}$ 申 請 免 許 証

## 〇総務省告示第二百八十五号

を 手 定 改 続 に 無 を 基 正 線 す 行 づ 局 る き、 免 なうことの 法 許 律 昭 手 続 和 令  $\equiv$ 規 + で 和 則 き 七 六 る 年 昭 年 法 無 和 郵 律 線 政 + 第二十七 局 省 を 告 五. 定 年 示  $\Diamond$ 第 電 号) る 百 波 件 監 九  $\mathcal{O}$ + 理 施  $\mathcal{O}$ 委 九 行 号 員  $\mathcal{O}$ 会 部 日 無 規 を 次 線 則 令  $\mathcal{O}$ 第 局 和 ょ 免 + 七 う 五 許 年 に 号) 手 + 改 続 月 一 正 規 第 Ļ 則 + 日) 五.  $\mathcal{O}$ 条 規 電 か 波 定  $\mathcal{O}$ 5 法 五. に 施 及 第 ょ 行 び り、 す 放 項 る。 送 第 簡  $\equiv$ 法 易 号 な  $\mathcal{O}$ 免  $\mathcal{O}$ 許 部 規

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

うに

改

8)

Ē	Ē
· 仓 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1	改 山 有
免許を受けている無線局を廃止して当該無線局の無線設備をそのまま料	一 [同上]
無線局を開設しようとする場合(第三項に規定する場合を除く。)であつて、開設しようとす	
る無線局が次に掲げる条件に適合するもの	
[1~4 略]	[1~4 同上]
5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその添	5 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその添付
付書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。	書類の写しを除く。)をそのまま継続使用すること。
[6 略]	[6 同上]
二 現に免許を受けている無線局の無線設備をそのまま共通に使用して他の無線局を開設しよう	二同上
とする場合であつて、開設しようとする無線局が次の各号に掲げる条件に適合するもの	
[1~3 略]	[1~3 同上]
4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許記録並びに免許申請書及びその添	4 現に免許を受けている無線局の時計及び業務書類(免許状並びに免許申請書及びその添付
付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用すること	書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により共通に使用することが
ができること。	できること。
[5 略]	[5 同上]
[三~五 略]	[三~五 同上]
六 次の各号に掲げる条件に適合する超短波多重放送を行う基幹放送局(超短波多重放送の音声	六 [同上]
その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を超短波放送の電波に重畳するための装置を	
有するものを除く。)	
[1 略]	[1 同上]
2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類(免許記録並びに	2 現に免許を受けている超短波放送を行う基幹放送局の時計及び業務書類(免許状並びに免
免許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定によ	許申請書及びその添付書類の写しを除く。)を施行規則第三十八条の三第二項の規定により
り共通に使用することができること。	共通に使用することができること。
[3 略]	[3 同上]
備考 表中の [ ]の記載は注記である。	

# 〇総務省告示第二百八十六号

兀 設 備 年 無 線 郵  $\mathcal{O}$ 機 政 局 省 能 運 試 告 用 験 規 示 第  $\mathcal{O}$ 則 方 百 昭 法 を + 和 定 九  $\Diamond$ 号 + る 五. 件 年 電 波 電 法 波  $\mathcal{O}$ 第三 監 部 理 +を 委 次 員 五.  $\mathcal{O}$ 条 숲 ょ 第 規 う 則 <del>---</del> に 号 第 改  $\mathcal{O}$ + 正 予 七 号) し、 備 設 第 電 備 波 を 六 法 備 条 第 及 え び て 放 項 1 送 る  $\mathcal{O}$ 法 規 義 務 定  $\mathcal{O}$ に 船 部 舶 基 を づ 局 き、 等 改 正  $\mathcal{O}$ す 無 平 成 線 る

令和七年八月二十五日

法

律

令令

和

七

年

法

律

第

十七

号)

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

日

<del>(</del>令

和

七

年

十月一

日)

か

5

施

行

す

る。

総務大臣 村上誠一郎

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分

0

ように

改

8)

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	[略]					器	一 送信設備及び受信設備の機	無線設備の機器	けるとおりとする。	機能試験の方法は、次の表の上欄に	
නි බ		略					1 送信装置	松松		に掲げる無線設備の機器	改正後
			るかを確かめる。	て直ちに使用できる状態にあ	、又は擬似空中線回路を用い	の相手方へ音声の送信を行い	免許記録に記録された通信	機能試験の方法		次の表の上欄に掲げる無線設備の機器について、それぞれ同表の下欄に掲	
	[同上]						一同上	無線設備の機器	1	[同上]	
		[同					1				改
		上					同上				正前

### $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第二 百 八 + 七 号

づ 総 < 務 登 登 省 録 録 告 検 検 査 示 査 第 等 等 事 業 事 百 業 者 七 等 者 + が 八 規 号 行 則 う 登 平 検 査 録 成  $\mathcal{O}$ 九 検 実 年 査 施 等 郵 方 事 政 省 法 業 等 者 令 及 等 第  $\mathcal{U}$ 規 七 + 無 則 線 六 第 号) 設 + 備 七 条 第  $\mathcal{O}$ 及 + 総 七 合 び 試 別 条 験 表  $\mathcal{O}$ 第 規  $\mathcal{O}$ 具 定 五. 号 体 12 第三 的 基 な づ き、 確  $\mathcal{O}$ 三 認  $\mathcal{O}$ (2)平 方 成  $\mathcal{O}$ 法 規 十三 定 を 定 に 年 8 基

令 和 七 年 八 月  $\stackrel{\frown}{=}$ + 五. 日

る

件

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

改 L 正 後 正 7 次 後 掲 欄  $\mathcal{O}$ 欄 げ 表 に に る 掲 に そ ょ 掲 げ り、 げ る  $\mathcal{O}$ 標 規 記 定 改 部  $\mathcal{O}$ 正  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 分 下 前 に二 線 欄 を 12 に 重 掲 付 改 下 L げ  $\Diamond$ 線 る 又 る。 規 を は 付 破 定 線  $\mathcal{O}$ た 下 で 規 囲 線 定 を W だ 付 以 部 L 下 又 分 は  $\mathcal{O}$ 対 ょ 破 う 象 線 規 12 で 定 改 进  $\Diamond$ ん とい だ 改 部 う。 分 正 を 前 欄 は れ 及 75 に 当 順 改 該 正 次 対 後 対 象 応 欄 規 す に 定 対 る を 応 改

る

ŧ

よう

0	仙丛	,	総	шlilir	0.	mlulu	± 0	zi :	泌	,	滋	į	(3)	[(2)						$\exists$	2 盒	[1	備付書類等	法第6	<b>—</b>		[1 點]	条件が;	継局並:	/V 5 G		第1 憲一	1
(単位事業が書業が)の写し)	第3項の届出書	法第27条の6	線局にあっては	許に係る特定無	の写し(包括兔	書の添付書類等	文の後文の届日 サーバコ 世前祭	5.7.8将軍の屈王	添付書類の写し	変更申請書の	添付書類の写し	免許申請書の	M	2) 略]					,	免許記録	備付書類	略]	<b></b>	法第60条の時計及び	検査の項目	法第60条の時計及び備付書類等		条件が定められているものに限る。	びに携帯移動衛星	(設備規則第3条	3条第10号に規反		
													備付けの有無の適否を調べる		S. 99	「あらくは、回来男と母」にあ	項の表の注1(		91	備付け(無線航行移動局にあ					具体的な検査の実施方法等	<b></b>		5のに限る。以下同じ。)を除く。)の検査実施要領	<b>謃通信を行う地球局(設備規則第4</b> 9	6ものをいう。		無縁向(胎胎句、胎胎地域向、携帯無縁通信(設備表以下回に))を行う其地局及が隔上移動中継目 たま	- 1
コイナン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												満足しないときは、「不可」と	備付けの有無が法令の規定を				は、「不可」とする。	生令の規定	41	備付け(無線航行移動局にあ					検査の成績			)の検査実施要領	継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の	以下同じ。)の基地局及び陸上移動中	)の基地局及び陸上移動中継局、ローカ	(設備規則第3条第1号に規定するものをい 計画の「計画教師無絶アクヤスシステム(詩価	
ř																					2					2	[1					展上	Andre
														[(2) 同左]						(1) 免許状	[同左]	1 同左]		[同左]	検査の項目	[同左]	同左]					[同左]	
							「モンダシフィ馬」。	アトの歩小一と謂くと	付けの電子計算機その他の機器	きは、当該書類を表示できる備	により記録されたものであると	。なお、当該書類が電磁的方法	備付けの有無の適否を調べる				るときは、当該写しを表示でき	S	155K	備付けの有無等を調べる。な					具体的な検査の実施方法等								改正

示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌である ときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

### 3 無線設備等

の場合を除く。) 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局

		[2 略]
[磨谷]	無線設備の設置場所 (無給電中継装置の設置場所を含む。) 中継装置の設置場所を含む。) を <u>免許記録及び無</u> 線局事項書の 写しと照合し、確認する。	(2) 無線設備の設置場所(常置場所)
[略]	<u>免許記録</u> 及び申請書の添付書 類等 (写しを含む。) により、 その記載事項を照合し、確認す る。	(1) 免許人の氏名 又は名称並びに 住所
		1 無線局事項書関 係
検査の成績	具体的な検査の実施方法等	検査の項目

### [一の二~三 略]

### 第2 船舶局及び船舶地球局の検査実施要領

### [1 略]2 法第60条の時計及び備付書類等

「日本の項目   具体    「日本の項目   具体    「日本の項目   目体    「日本の項目   日本の項目   日本の項目   日本の項目   日本の項目   日本の項目   日本の項目   日本の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の可用の	具体的な検査の実施方法等具体的な検査の実施方法等価付け(掲示を含む。)の有無等を調べる。備付けは、施行	検査の成績 横合け及び掲示の有無等が法
(1) <u>免許記</u> 録	(掲示を含む。) べる。備付けは ※第1項の表注 では、同条第2 では、同条第2	備付け及び掲5 令の規定を満足1 「不可」とする。
[(2) 略]		
(3) その他の書類	備付けの有無及び現行化の適	備付けの有無が法令の規定を
免許申請書の	否を調べる。	満足しないときは、「不可」と
添付書類の写し		300

表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。

3 [同左] 一 [同左]

		同左]	[2]
	と照合し、確認する。		
	く。)及び無線局事項書の写し		
	よる写し (無線航行移動局を除		
	を免許状又はその電磁的記録に		
	中継装置の設置場所を含む。)		
[同左]	無線設備の設置場所(無給電	[同左]	(2)
	記載事項を照合し、確認する。		
	(写しを含む。) により、その		
	く。) 及び申請書の添付書類等		
	よる写し(無線航行移動局を除		
[司左]	免許状又はその電磁的記録に	[同左]	(1)
		[同左]	1 [
検査の成績	具体的な検査の実施方法等	検査の項目	検:

「一の一~三 回左」 第2 [同左]

[1 同左] 2 [同左]

(3) 「同左]	[(2)	(1) 免許状	2 [同左]	[1 同左]	検査の項目	2 [同左]
1左]	同左]	<del>Ķ</del>	111	111	の項目	
備付けの有無及び現行化の適 否を調べる。 され、	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	備付けの有無等を調べる。			具体的な検査の実施方法等	
備付けの有無が法令の規定を 満足しない <u>とき (注)</u> は、「不 可・レナス		備付けの有無等が法令の規定 を満足しないときは、「不可」 とする。			検査の成績	

名録等 写し、船舶局局 の添付書類等の 添付書類の写し 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電 変更の届出書 変更申請書の

示して確認するものとする。なお、備付書類が音声により記録された無線業務日誌である 子計算機その他の機器の備付けを確認するとともに、当該電磁的記録を当該機器により表

ときは、「表示」とあるのは、「再生」とする。

ω

無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認

		[2 略]
	[1~9 略]	
	可書等と照合し、確認する。	
	籍証書、船舶検査証書、運航許	° )
	、無線局事項書の写し、船舶国	(船舶局に限る
[略]	次の事項について、免許記録	(5) 船舶関係事項
		[(3)・(4) 略]
	写しと照合し、確認する。	置場所
[略]	免許記録及び無線局事項書の	(2) 無線設備の設
	0	
	の記載事項を照合し、確認する	住所
	類(写しを含む。)により、そ	又は名称並びに
[略]	免許記録及び申請書の添付書	(1) 免許人の氏名
		係
		1 無線局事項書関
検査の成績	具体的な検査の実施方法等	検査の項目

### [二・三 器]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通 信を行う地球局の検査実施要領

法第60条の備付書類

ı			
		1 免許記録	検査の項目
	付けは、施行規則第38条第1項	備付けの有無等を調べる。備	具体的な検査の実施方法等
	を満足しない <u>とき</u> は、「不可」	備付けの有無等が法令の規定	検査の成績

|--|

### [同左]

ļ [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 [同左]		
(1) [同左]	<u>免許状</u> 及び申請書の添付書類 (写しを含む。) により、その	[同左]
	記載事項を照合し、確認する。	
(2) [同左]	免許状及び無線局事項書の写	[同左]
	しと照合し、確認する。	
[(3)・(4) 同左]		
(5) [同左]	次の事項について、 <u>免許状</u> 、	[同左]
	無線局事項書の写し、船舶国籍	
	証書、船舶検査証書、運航許可	
	書等と照合し、確認する。	
	[1~9 同左]	
[2 同左]		
[二・三 同左]		

### 能8 [同左]

-2 [1 同左] [同左]

	1 免許状	検査の項目
お、免許状に代えてその電磁的	傭付けの有無等を調べる。 <u>な</u>	具体的な検査の実施方法等
を満足しない <u>とき (注)</u> は、「	備付けの有無等が法令の規定	検査の成績

		)
		項の届出書の写し
		法第27条の6第3
	_	線局にあっては、
		免許に係る特定無
		類等の写し(包括
		の届出書の添付書
		類の写し及び変更
		更申請書の添付書
400		付書類の写し、変
満足しないときは、「不可」と	0	免許申請書の添
備付けの有無が法令の規定を	備付けの有無の適否を調べる	2 その他の書類
*		
	るものとなっているか確認する	
	同条第2項)に掲げる方法によ	
とする。	の表の注1 (掲示にあっては、	

強 備付書類が電磁的記録によるものの場合は、当該電磁的記録を表示することができる電

一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認(包括免許に係る特定無線局 の場合を除く。)

の物口を終く。)		
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 無線局事項書関		
來		
(1) 免許人の氏名	免許記録及び申請書の添付書	[附各]
又は名称並びに	類等(写しを含む。)により、	
住所	その記載事項を照合し、確認す	
	<i>۳</i>	
(2) 無線設備の設	無線設備の設置場所を免許記	[略]
置場所	録及び無線局事項書の写しと照	
	合し、確認する。	
「2 累]		

	&その他の機器の備付けを確認す 値認するものとする。なお、備付 「表示」とあるのけ 「再生」	
	「表示」とあるのは、「再生」とする。	

A L			2		
免許状にイ 方法により言 歩示できない			[同左]		
たなど、様とく					
それてはのては	<b>ش</b> ت	° 77 40		と機	on IIII
の許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付け 方法により記録されている場合は、「電子計算機その付表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。	付けの電子計算機その他の機器により表示して調べる。	。 なお、当該書類が電磁的方法 により記録されたものであると きは、当該書類を表示できる備	備付けの有無の適否を調べる	る備付けの電子計算機その他の 機器により表示して調べる。	<u>記録による写しを備え付けてい</u> るときは、当該写しを表示でき
免許状に代えてその電磁的記録による写しを備え付けている場合又は当該書類が電磁的 方法により記録されている場合は、「電子計算機その他の機器を備え付けていないとき、 表示できないとき又は記録がないとき」と読み替える。		満足しない <u>とき(注)</u> は、「不 可」とする。	備付けの有無が法令の規定を		不可」とする。

### 3 [同左] 一 [同左]

		[2 同左]
	し、確認する。	
	及び無線局事項書の写しと照合	
	又はその電磁的記録による写し	
[同左]	無線設備の設置場所を免許状	(2) [同左]
	0	
	の記載事項を照合し、確認する	
	等(写しを含む。)により、そ	
	よる写し及び申請書の添付書類	
[同左]	免許状又はその電磁的記録に	(1) [同左]
		[元] [元]
検査の成績	具体的な検査の実施方法等	検査の項目

[一の二~三 略]

(施行期日)

1 (令和七年十月一 の告示 は、 電波法 日) カュ 及 ら施行する。 び放送法 の 一 部を改 正する法 律 令令 和 七 年 法 律第二十七号)

 $\mathcal{O}$ 

施

行

の 日

(経過措置)

務

省告

示

第

百

七

+

八

号

第

1

 $\mathcal{O}$ 

2

第

1

 $\bigcirc$ 

3

 $\mathcal{O}$ 

第 2

 $\mathcal{O}$ 

2

第 2

 $\mathcal{O}$ 

3

 $\mathcal{O}$ 

第 3

0)

2 及

び

第

3

 $\mathcal{O}$ 

2  $\mathcal{O}$ 告示  $\bigcirc$ 施 行 0 日 から 五. 年を経過 する日まで 0 間 は、 こ の 告示による改正 前 の 平 成二十三年総

3 0 0) 規 定 0 適 用 に つ 7 て は、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例に よることができる。

### $\bigcirc$ 総 務省告示第二 百 八十 八 号

七 定 号 に 登 第三 基 録 づ 検 き、  $\mathcal{O}$ 査  $\equiv$ 等 (2)平 事 成二十 業  $\mathcal{O}$ 規定 者 等  $\equiv$ に 規 基 年 則 づ 総 亚 < 務 登 省 成 録 告 九 検 年 示 第二 査 郵 等 政 事 省 百 業 令 七 者 + 第 等 九 七 + が 号 行 六 j 号) 登 点 録 第二 検 検  $\mathcal{O}$ 査 + 実 等 条 施 事 方 業 及 者 法 び 等 等 別 表 及 規 第 び 則 七 無 第 号 線 第三 + 設 備 条 及  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ び 総 合 (2)別 試 表  $\mathcal{O}$ 験 第 規

令 和 七 年 八 月二 + 五. 日

 $\mathcal{O}$ 

具

体

的

な

確

認

 $\mathcal{O}$ 

方

法

を

定

 $\Diamond$ 

る件)

の 一

部

を

次のように改正する。

総 務 大 臣 村 上 誠 郎

次 0 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る は 規 破 定  $\mathcal{O}$ で 下 線 んだ を 付 L 分の 又 は 破 線 で 改め 囲  $\lambda$ だ 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す る 改

正

後

欄

に

掲

げ

る規

定

 $\mathcal{O}$ 

下

線

を

付

L

又

線

井

部

ように

1.1																					1		ω	
[一の二・二 郡] 川 総合実際	注1・注2	[2略]			イ 航空機局			ア 船舶局	(5) 船舶又は航空機関係事項	[(3)・(4) 略]			場所)	(2) 無線設備の設置場所(常置		並びに住所	者を含む。)の氏名又は名称	(1) 免許人(予備免許を受けた	1 無線局事項書関係	点検の項目	係る特定無線局の場合を除く。	- 無線局事項書及び工事設計書に	無線設備等	生」とする。
				事項書の写し、航空機登録証明書、耐空証	免許記録又は予備免許通知書及び無線局	書、運航許可書等と照合し、確認する。	事項書の写し、船舶国籍証書、船舶検査証	免許記録又は予備免許通知書及び無線局			、確認する。	許通知書及び無線局事項書の写しと照合し	設置場所を含む。)を免許記録又は予備免	無線設備の設置場所(無給電中継装置の	記載事項を照合し、確認する。	添付書類等(写しを含む。)により、その	:通知等を含む。以下同じ。) 及び申請書の	免許記録又は予備免許通知書(電子処分		具体的な点検の実施方法等		に記載された内容の事実の確認(包括免許に		
	注	[2						7	(5)	[(3)				(2)				(1)	1				3 [同左]	
二・二 同左] 合試驟 [同左]	注2 同左	同左]			[同左]			[同左]	[同左]	・(4) 同左]				[同左]				[同左]	[同左]	点検の項目		. 同左]		

		1							
[注1・注2 略]	[4~6 略]				送局	3 地上基幹放	[1・2 略]	等の種別	点検対象無線局
		[(2)・(3) 略]		る受信状況を確認する。	書の写しに記載された放送区域内におけ	(1) 免許記録に記録され、又は無線局事項			総合試験の方法等
						[略]			備光
[ 注	[ 4					ω		半り	点
注1・注2 同	4~6 同左]					[同左]	[・2 同左]	等の種別	点検対象無線局
]左]		[(2)・(3) 同左]	8% .	た放送区域内における受信状況	写し又は無線局事項書の写しに	(1) 免許状若しくはその電磁的記録			総合試験の方法等
				況を確認す	こ記載され	1録による			

### 附則

### ß E

(施行期)

日 )

1 令和七年十月一 この告示は、 電波法型 日)から施行する。 及び放送法の一 部を改正する法律 (令和七年法律第二十七号) の施行の日

### (経過措置)

2 務省告示第二百七十九号第二項並びに第三項第一号及び第三号の規定の適用については、 の例によることができる。 この告示の施行の日から五年を経過する日までの間は、この告示による改正前の平成二十三年総 なお従前

# 〇総務省告示第二百八十九号

郵 政 無 電 波 線 省 法 告 従 事 及 示 者 第  $\mathcal{U}$ 放 規 五 送 則 百 法 五. 平 +  $\mathcal{O}$ 三 成 号 部 を 年 改 無 郵 正 線 政 す 省 従 る 令 事 者 第 法 律 +養 成 八 令 号) 課 和 程 第二 七  $\mathcal{O}$ 実 年 法 施 十一条 要 律第二十七号) 領 を定 第 項 め 第 る 件) 六 号  $\mathcal{O}$ 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 行 規  $\mathcal{O}$ 部 定 に 日 を 基 次 <del>(</del>令 づ  $\mathcal{O}$ き、 和 ょ う 七 に 平 年 + 改 成 月 正 五. 年 

日)から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 下 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す Ś 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

下

線

を付

L

た

部

分

0

ように

改

8

							液合	電波							K 华 田	灰剝			別表	
鉄	分書紙	業茲				ì	運用	[器]				,	無線 の 免許	[略]	於	读· 業	<del>(3)</del>		₹第三	
<b>然書類</b>	業	[器]	[略]			Š	1 等	ت	4,0		1001			ت		Æ K	業		号	
免許記録	器			[略]			通則		無の縁尾上	[略]	<b>芝</b> 更等	発育 線記線 塚 び マ び マ の マ び で の そ で の そ の り の り の り の り の り の り の り の り の り	[略]		換容盲 薬の 内裏		授業科目及び内容の分類		法規	
は無む						食の					FLY [	金一					K CV PA		·	
備付け <u>(</u> 掲示を含む。)					器	免許記録 の遵守	[器]		廃止届発射の		. 器	許記略]			族業		谷の			
(据						樂問			及历			樂記			業内容の詳細		分類			
示を						凝事項			画波			緑事項			の詳糸					
Цчγ						屈		-	9			<u>真</u>					第三級海上無線			
[器]						器			器			. 略]					育三及軍上無專 第四級海上無線!			改
																	第一級海上特殊1	養		正
															H:	無線技	第二級海上特殊に	成課		後
															H:	無線技	第三級海上特殊に	笛		
															線技士	特殊無	レーダー級権上	別の授業		
																Ц	航空無線通信士航空特殊無線技-	9		
															H:		九芒寺朱明泉支	財石		
																	第二級陸上特殊に	及び程		
															H:	無線技	第三級陸上特殊に	程度		
																	国内電信級陸上	(注)		
																	第二級アマチ			
																	第三級アマチ第四級アマチ			
	l l																			
															T	1			3	
	₩ mlulı ₩	HA VIIIL						電波	1				の油		<b>张科</b> 国 浴				別表第	
l ——	掌類業務						運用		ļ				無線周の発料	[同左		版· 業	XX 344		第三	
S 書類	業務	業 [同左]	[同左]				運一通		の浦		更等		無線局の発料	[同左]	浴板谷買	旗	授業和日		第三号	
2書類	,			[同左]			用運	[同左		[同左]	更等	免記項子計載及の状事び変		[同左]	郊	版· 業	目及		第三号 [同	
書 免許状 備	業級同		Ħ				運 一 通則	[同左]	無線局の廃止	左]		免記項子許載及の状事び変		[同左]	経験を開入する。	版· 業	目及		第三号	
書 <u>免許状</u> 備付け 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]		運 一 通則	[同左]	無線局の廃止	左]	更等 [同左]	免記項子許載及の状事び変		[同左]	経験を開入する。	版· 業	目及		第三号 [同左	
書 <u>免許状</u> 備付け 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]		運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、</u> 電 の廃止 <u>耕の防止及</u> <u>状の返納</u>	左]		免記項子許載及の状事び変		[同左]	経験を開入する。	版· 業	IIII		第三号 [同左	
書 免許状 類焼き状 養務	業級同		Ħ		[同左]		運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、</u> 電 の廃止 <u>耕の防止及</u> <u>状の返納</u>	左]		発記団子 計載及の 状事び変		[同左]	浴 模容冒 業の	版· 業	目及		第三号 [同左	
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	答 授業内 容の要 授業内容の詳細 目	授業内	目及		第三号 [同左	
書 <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 養務	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 廃止届、電波の発 の廃止 <u>射の防止及び免許</u> <u>状の返納</u>	左]		免記項子許載及の状事び変		[同左]	答 授業内 容の要 授業内容の詳細 ョ	授業内	第 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三		第三号 [同左	改
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容 授業内	授業内	第 第 三 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	養成	第三号 [同左	改正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容 授業内 授業内容の詳細 土 土 土 中	授業内	第 第 三 三 三 三 三 三 三 3 後 後 瀬		第三号 [同左	
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	答 授業内 授業内容の詳細 士 士 士	授業内 曲 連 無 無 無 計 大 技 技 技	第 第 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 級級 数線		第三号 [同左	正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	答 授業内 授業内容の詳細 士 士 士	授業内 曲 連 無 無 無 計 大 技 技 技	第 第 三 三 三 三 三 三 三 3 後 後 瀬	成課程別の授業	第三号 [同左	正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容 授業内 容の要 授業内容の詳細 士 士 法 裁 技	授業内	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 2 四 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	成課程別の授業の要	第三号 [同左	正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容     授業内       容の要     授業内容の詳細       上     土       女     土	(D)	第 第 第 第 第 1 日 回 三 三 回 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	成課程別の授業の要否及	第三号 [同左	正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容 授業内       容の要     授業内容の詳細       古     士       士     士       古     大       士     士       土     士       土     士	授業内	第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2	成課程別の授業の要否及び程	第三号 [同左	正
* <u>免許状</u> 備付け又は掲示の 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	容 授業内       容の要     授業内容の詳細       上 上 上 接       士 上 上 法       大	授業內	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 2 2 2 2 2 2	成課程別の授業の要否及び程度(	第三号 [同左	正
# <u>免許状</u> 備付け <u>又は掲示の</u> [ 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	答 授業内       容の要     授業内容の詳細       上     土       古     大       土     土       土     土       土     土	授業内 出 通 無 無 無 特 十 無 無 等 接	第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2	成課程別の授業の要否及び程	第三号 [同左	正
# <u>免許状</u> 備付け <u>又は掲示の</u> [ 類 <u>義務</u>	業級同		Ħ		[同左]	<u>免許状記載事項の</u> [ 遵守	運 一 通則	[同左]	無線局 <u>廃止届、電波の発</u> の廃止 <u>財の防止及び免許</u> [ <u>状の返納</u>	左]		<u>免許状</u> <u>免許状記載事項</u> [ <u>現及び</u> [同左]		[同左]	<ul><li>答 核業内</li><li>核業内容の詳細</li><li>出 出 法 線 第 1</li></ul>	以 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	第 第 第 5 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	成課程別の授業の要否及び程度(	第三号 [同左	正

[略]	<u>訂正、再交付又は</u> <u>返</u> <u>級</u> [同左]
[略]	[同左]
[略名]	[同左]
	[同左]
[注 略]	[注 同左]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	